柏市広報

昭和32年6月20日発行 第21号

編集発行 柏市秘書企画課
印刷所 秋元印刷所

論文	入選	根戸	中村元一
	佳作	豊町	岩崎勝彦
	〃	布施	小柳のぶ
作文	入選	柏中	平山弘三
	佳作	柏二中	平塚きよ子
	〃	土中	高橋進
	〃	富勢中	坂口正明
	〃	田中中	岡田好代
	共同研究	田中中	三年一組
ポスター	特選	柏二中	染谷靖子
	入選	〃	高橋洋子
	佳作	田中中	染谷八重

(特選) 柏二中 3D 染谷靖子

地方自治法施行十周年を迎えて

今号は、先に地方自治法施行十周年を記念して募集しました。論文、作文、ポスター入選作品を掲載いたしました。地方自治と市民の皆様方とは密接な関係がありますのでどうぞ御一読下さって、この機会に市政一般に関する貴重な御意見を御聞せ下さるよう御願い致します。

予算表と政治

柏市根戸 中村元一

新しい地方自治法が制定施行されて十年。全く予期しなかつたものを突然与えられて戸惑つた国民の、この制度に対する関心もようやく落さ着きを示して、或る者は「占領政策の行き過ぎを指適してその是正」を主張し、又あるものは「その反動性を指摘して改革反対を表明」する等、この問題をめぐる政治的な動きは、地方教育委員会制度の改正前後よりとみに活溌化して来た。私達も、この機会に今一度この制度に真しな検討を加えて、それを健全なしかも確固不動なものに育てあげねばならない。

今更リンカーンの言を借りるまでもなく、政治は人民の為に人民によつてなされなくてはならない。言い換えれば何はどうあろうと市民の生活と幸福とを守り、豊かにするための政治でなくてはならないし、しかもそれは誰かの知恵や手を借りて行なうのではなくして自分達の手によつて自分達の意志によつて行なわれなくてはならない。この原則は、その対象や規模の大小を問わない。否、むしろその規模が小なれば小なる程、身近かなものであればある程絶対に譲れない鉄則であり、又こゝに地方自治法の制定のゆえんと精神があると私は確信する。

我国に主権在民の憲法が制定され、「民主々義」という言葉が国民のあらゆる階層の合言葉となつて十年、我々の村の、町の、市の仲間の生活と幸福を自分達の手で守り豊かにしようとする地方自治は、果して健全な成長を示しているだろうか。合言葉はよく実行されたであろうか。これに対する識者の言は必しも手放しで喜べないものがある。「地方公共団体の政治は、とかく義理人情に流される有力者政治となつている。」「日本人は傳統的に地方自治に対し無関心である。」という批評は今日なお続いている。「今日の政治は、コジツケであり、ゴマカシであり、汚職政治であり、情実政治であり、有力者への媚態政治である。」とその局にあるものをコキオロシながら、選挙をすれば又もと通り同じ有力者が当選するのではないか。」と嘲つている。又、「地方公共団体の議員は、今日でもなお部落ごとに家柄のよい人から、経済的地位の優位者から年令順に送り出される。」とも言つている。

政治評論家浪江虔氏もその著書において、やはり同様なことを述べて、「……だからこそ議員諸君も至極のんびりと、議会レクリエーションを楽しみ…。」といい、更に、「議員の不勉強。不熱心。立場のあいまいさ。部落根性。これらはみな住民自身の精神の反映である。」といい、又、「よほど篤志家の議員でもない限り、チャランポランのやり方をするのが当りまえでしょう。」とまで極言している。

何と情けない話であり、驚異であろう。しかし、私はこれは余程の文化の低い田舎にある事実か、さもなくば、一部のジャーナリスト、学者、又はいわゆる進歩的な政治見解を持つた人の誇張した表現であることを確信し、又そうあるように祈つてやまない。事実私達の周囲には、そのように政治意識の低い人達もいないし、又議員諸氏は至つて熱心であり、偽政者は非常に真面目でどうしてもそのような実感は全く起らない。

私はむしろ今日の地方自治の課題は、地方自治体の財政の複雑さと難解さの解決にあると思う。それに加えて、それを住民に知らせるべき側の知らせる方法の拙劣さと、住民側のそのことに対するあきらめに起因する政治への不信、疑惑、逃避にあると思う。

横大な金額でうずめられた予算表自体が、その道の専門家ですらよく解らないそうであり、いわんやその具体的内容や機能に至つては到底一般人の理解の及ぶ所ではない。私達の生命を直接に左右する保健衛生から教育、産業、文化を含む凡ゆる政治を動かす基礎は云うまでもなく財政である。このように決定的に重大でありながら、しかも一般市民にはその全体をはつきりつかむことが実に困難であるという所に、大きくは国家小さくは地方公共団体の政治のむずかしさが有り、更には、それは住民の政治への消極的態度を助長していよいよ政治をむづかしくするのだ。私が、私の周囲の人達との話合いから引き出した結論は正にこれである。

私は今一度強調したい。為政者は、凡ゆる場所、凡ゆる機会に金の使い途を知らせ、市民はそれを知るべく努力することこそ、地方自治を育てる方法のもつともなるものゝ一つであることを。

××××××××

(入選) 柏二中 3A 高橋洋子

市政講演を聞いて

柏中 三年A組 平山弘三

去る四月二十日、市長さんの講演を聞いていかに地方自治が大切であるかということを痛切に感じた。地方自治が昭和二十二年に施行されて以来十周年をむかえ、どうやら市政も軌道に乗り当柏市も東京の衛星都市として発展の一途をたどり、市民も都会人であるという自覚を持ち、市という風格が内外ともに備わりつつあるように思われる今日、現在の華々しさを見るにつけても今より十年、二十年前の半未開地にも等しかつた当地をこれまでに育て上げた方々のたゆまぬ努力、又さまざまの障害を乗りこえて来られたその若心というものは我々が想像するに難くないと思われます。まるで一揆のような暴動を起した当時の人々、どんなことでも市長にさえ頼めば実現し得ると思いこんでいた当時の単純な考え方、こういつたものを統一し現在の柏市の姿を生み出した市長さん、その他一部の方々の苦心、努力が今日に至り忘れられようとしているのはまことに遺憾にたえません。

ここで地方自治というものを考えてみると、十年前に制定されて今日に至るまで数々の難事をさばいて来た法律について知つている者が果して何人居るであろうか。地方自治法は国家で云えば憲法である。その憲法を知らなければ国民としての価値がないと同様に、地方自治法を知らなければ日常生活にはこと欠かないだろうが柏市の市民として千葉県の住民としての価値はない。その価値のない人間が大きな顔をして道を歩き一般の人と同じ生活を営んでいながら、周囲の人も又本人も何もしようとしていない。この点だけをあげてみても、日本人の法律というものに対ずる無知は十分にうかがうことができる。

大体において、法律と名のつくものに面白いものはない。だから人々は流行歌はおぼえても法律の内容はおぼえようとしないのであろう。又そこに法律の法律たるゆえんがあるだろうが、これらの法律、特に地方自治法は我々の生活に直接関係を持つているのであるから、このむずかしい法律を我々の日常生活にとけこませて行かなければならない。

当市が市という名がついている反面、何となくまだ農村らしい気配が感じられるのも一つにはこのへんに原因があるのではないだろうか。あたりに田畑があるというだけではないように思える。

柏市は、市民の自覚がまだ足りないように思われる。その為市全体が伸びきらず何となく萎縮している。この原因を各自でさがしその欠点をなくして、柏市の発展は云うにおよばず、千葉県の、ひいては日本国土の発展を目指するよう努力して行くべきだと思う。地方自治法に導かれて……。

+++++++++
++++++

『地方自治』

((共同研究)) 田中中 三年一組

私達は、十九日に市役所の人の話を聞いたので、市の問題をクラス全体で話し合いました。地方自治法が施行されてから十周年たつたことも、その時はつきり知つたのです。

地方自治法のことは社会科でも習つたのですが、自分達とは遠いところにある感じをもつていたのです。ところが市役所の人から柏市の財政のことや、昔の自治体と今の自治体の違い等を聞き、本当に身近なものに思いました。

私達は最初昔の自治体と今の自治体ではどちらがよいだろうかについて話し合いました。或る人は自分達が生れない頃の自治体のことは知らなのでよく分らないと云いました。けれども、市役所の課長さんの話を思い出して誰かが昔の自治体は、国から直接つながつているからまだ子供だと発言があつた。思わず、「子供の自治体」かとみんながさわぎました。でも「子供の自治体」から、話は今はなんだろうと云うことになつた。みんなは青年だとか、大人だとか云い合つたが、一人が「青年の自治体」だとはつきり云つたその理由は昔の自治体を子供にしたのなら、地方自治法が施行された時が成人の日にあたると云うのです。クラス全員今の自治体を「青年の自治体」にしてしまつた。そこで又自治体の昔と今の比較をしたが、結局地方自治体が生れてからの方が自治体としては立派だということになつた。親から子が独立するように、自治体も国から独立した方が成長している姿だと云うわけになつた。そこから話は柏市のことになつた。市役所の人の話の中で一番感じたことをだしあつめた。第一に、柏市が他の市より貧乏だと云うこと、第二には、工場を建てたいが電力や水利のことでだめになつていくと云うこと第三には、教育に使うお金が市のお金の四分の一もあるのはうれしいと云うこと第四には、修理する道路を一直[illegible]にすると大阪まであること、その他、住宅地になると農家の畑がなくなり困るだろう等いろいろあつた。人にもそれぞれに個性があるように、市にも地域によつてその特長があるわけだと云いながら、私達は「しかし市をよくするにはどうすればよいのだろう」ということが、私達の話の中心になつた。

この問題はむづかしいのか始は黙つていたが、そのうち誰かが、「よい市民になることだ」と云つた。すると他の人は「よい市民」とはどういうのだと云つた。

誰かが「義務をはたす市民」と云つた。又誰かが「税金を早くおさめる市民」と云つた。みんなの大笑いはすぐ止んで、納税がやはり第一の義務だと思つたらしかつた。

柏市には工場もないし、競輪競馬場もない。税金の大半は月給をとる人々の税だと云う。

一人一人が確実に納税の義務を果さなければ、市は発展しないと云うことになつた。

柏市を成長させていくのは、柏市民の一人一人だと思い、これから私達は市民としての自覚をますます深めなければならないと思つた。

地方自治法という法律のもと、ますます市が明るく住みやすくなるよう、私達も先づ身近な中学生活を充実させなければいけないと思つた。

書記 染谷千代子

((共同研究)) 田中中 三年一組一同

地方自治を振興させる為に

豊町　岩崎勝彦

政治には、中央政治と地方自治とがある。地方自治の中には県や市町村政が含まれるのであるが、我々に最も身近かな感を与える市町村政について述べてみたい。

政治についても種々と見方があろうが私は一家の運営と同じと思う。我々が一年の間にどう云う動きをし、どれだけの収入によってどんな事をして行くかである。例えば、家の修理や新築、教育費、衛生費にどれだけ使うか、之等にどう云う運営をするかであると思う。これを大きくしたものが政治であり、一家の運営をスムースに行って行くには家計の状態や家の方針を知らねばならない。

一、住民の政治に対する関心

現在の柏市がどんな政策をとり、かつ台所の状態は！　こうゆう事に関心を持つものが何人居るであろうか。

長い間「よらしむべし知らしむべからず」として飼いならされていた我々には、新憲法と同時にもたらせた地方自治の精神（住民の幸福は、住民自らの手で自分達の問題を処理する）を受けつけず、旧態依然として、政治とは「お上がやってくれるもの」とのほゝんとしているのが実状でしょう。それらは政治には口出し出来ないもののだと云う考えが残っていたからかも知れません。しかしながら十年の才月がたち、自治意識も除々に芽生え始めて来た事も事実ですが、自治意識が高まって来たとは云えまだ／＼幼稚です。早急に自治意識を高める必要が感じられます。

二、自治意識を高める為に

自治意識を高める為には種々と方法があるでしょうが、一つには住民自体が自巳の主張を持つ事と今一つには、行政にたづさわる者の努力とがあげられます。

A行政にたづさわる者に

一例を市会議員にとると、選挙の時にはきちがいの様に動き廻る反面、いざ当選の暁には住民との関係がうすくなってしまう場合が多いように思います。今少し住民の中に入って常に話し合う義務があるのではないでしょうか。町内会やもっと小さな団体であっても現在の市の方針はこうなのだ、こう云う財政状態だと報告す可きではないでしょうか。之なくしては議員の本分としての住民の意志の反映さえも行われ難いと思います

又広報に於てもむづかしい発表ではなく、細く、そして解り易い編集が必要と思います。例えば、こうした住民に対する努力もせずに、住民の為の仕事をするのだから税金を納める様にと云った処で納税率が上らないのは当然の事だと思います。

B住民に対して

振り返って我々住民の立場を見てみると、たゞ現在の課税は高過ぎるもっと安くならないものかとか、或は道路や学校についても「役所でやって呉れないかなあ」ぐらいの調子でバラ／＼に考え、意志の結集が出来ない有様です。ただぐちをこぼすだけでなく建設的な態度で進む可きだと思います。

例えば町会等では市の下請機関御用団体の状態から脱皮し、予算や決算がどうなっているかを研究し、正しい批判の目を持ち要求すべきものはするだけの意見をつちかう可きだと思います。そして「俺達の村は俺達で造る」のだとの自覚の基に常に前向きの姿勢でぶつかる可きです。

C青年として

最后に青年の立場について述べて見たい、将来の柏市は俺達のものであるから、親達の考える以上に市政に対し関心を持たねばならない。青年団や青年学級に於て自治体と云うものに対し充分の理解を深め、一人／＼のはっきりした要望を持つ事が必要と同時に、更に進んでは市の予算書、決算書についても理解出来る態勢を整えねばならない。市当局に対しても、未来の柏市を負って立つ青年団体に対し今少し関心を持つと同時に予算書、決算書の増刷、学習教材としての便用を奨励す可きである

以上述べた様に全市一体となって市政と云うものに取り組んで行けば、柏市の前途は洋々たるものがあり、市民全体の責任で地方自治と云うものは一層発展し国全体もその為に栄えるのではないだろうか。

小柳のぶさん　中村元一さん　岩崎勝彦さん

写真上　論文入選者

写真下　ポスター入選者　染谷靖子さん（左）　高橋洋子さん

地方自治について

柏二中三年A組　平塚きよ子

地方自治法が十周年をむかえるにあたって、その経過をもう一度ふりかえって見ました。

私達は、みな都道府県のどこかで生活しています。日本の国民であると同時に県民でもあり、市民でもあります。つまり国民であると同時に地方公共団体の住民なのです。地方公共団体の仕事は　そのなかに住んでいる住民の幸福をますためにいろいろの施設をつくったり、事務をしたり、規則をきめたりすることなのである。それが地方自治とよばれ地方自治法という法律で定められています。この地方自治が私たちの身のまわりの政治です。

それでは地方自治はどうしておこったのであろうか。

新しい憲法のもとでは、地方の住民が自分達の生活のために自主的に政治を行うということは一つの原則になった。がこれは今はじめて行ったのではありません。封建時代にも地方自治の精神と制度はすでにめばえていました。歴史をふりかえってみると、地方の住民が自分達の生活を守り向上させるために住民のなかゝら代表者を選んで自治生活をした例もないことはないが、大体は　封建制度のおこなわれた時代には領主に大きな権力があったので、民主的な地方自治は十分に発展できなかった

明治時代になってからも地方自治は、ただ中央の政治を行うのに便利なしくみにつくられていた。つまり住民の幸福よりも中央政府の力を国民のすみずみにまでおよぼすことに重点がおかれたのである。戦後になって、はじめて民主的な地方自治制度がみとめられるようになった。地方自治の一番の根本は、地方の住民が自分で自分達の問題を処理していく権利がみとめられたこと、すなわち地方分権の制度になったことである。地方分権の精神は、教育や治安の仕事についてもはっきりあらわれている。私達はどんなにしてこの地方自治をりっぱにそだてあげ住民の幸福をましていったらよいのだろう。まず地方自治自体の土台をかためられてはじめて国民全体の民主政治が行なわれるのである。それから地方自治への関心が少いことがある。もっとみんなで自治のことをよく考へ話し合えばよいでしょう。選挙の場合は、どうかすると義利人情で投票する人が多い。それでは個人的な情実縁故や親分子分関係などに動かされないようにしていたゞきたい。大体このようなことを希望しています。

（佳　作）　田中中3年　染谷八重

地方自治法施行十周年を迎え

土中三年A組　高橋進

地方自治法も今年で十年間歩んで来たことになる。はたして、この十年間にどれだけの成果をあげ進歩をとげたのだろう。おそらく大部分の人は今になってやっと昔の考えから目ざめて自治と言うことを考え始めたのに良い方でまだ昔ながらの考えで「よらず、さわらず」「見まい聞くまい、話すまい」の型でたゞ命令の下に命令どおり動いているにすぎず、政治などには見むきもしないと云う人が大部分であるようだ。時に農村にこのような傾向が強いのは、才一生活にゆとりが無くそんなことを考えるのなら草の一本もよけいに取った方が良いと言うだろうが、まったくの誤解にすぎないのです。地方自治の向上は、自分達お互の幸福を増すことになるのです　だが自治の進歩には根本から立てなおすことなのだ。一家にしてみても家族全員が同じ権利があるわけでなく、父は絶対の権力がありすべてが父の云うなりになってしまう。このようにどこに行っても昔のしきたりが残っているからには、いくら何と云おうがだめなのです。そこで一人々々の自治についての心得を知っていなければならないのです。だがこの民主々義は大平洋戦争後、連合軍に破れ日本も今までの絶対主義国家から民主々義国家へと急変したのですこのためいくら何と云っても長い間の絶対主義にたれた精神は時の流れと共にかならず残っているのです。しかし今考えて見ると絶対主義から民主々義になったことは我々にとって有利だったように思われる。

現在私達の市町村には、警察　消防　役所　保健所　図書館　道路　橋などすべてが地方公共団体によりおこなわれているのだ。しかし、これを実際にやるのはその住民で、主として住民の負担で行うのだ。しかしこれをある一部の人々でやるのではなく住民全体の意志によってやらなければ、明かるい良い社会はなりたゝないのであるから、もう少し自分達個人の意見もどん／＼主張し義務を完全に果さなければなりません。又一般住民だけではなく我々の代表者として選ばれた議員や、市町村長も一般住民の気持を出来るだけ多く取り入れて平等な政治を行なわなければなりません。それで地方自治の完成こそ、民主国家の完成になるのです。これには住民一人々々の心得によりこれからの世のありかたが決ってくるのであるから

この十周年記念を迎えた機会に自分をよく返り見て自治のありかたを検討すべきだと思う。

地方自治

田中中三年二組　岡田好代

私達の住む田中村がとなり村の土村や富勢村と一しょに柏町と合併したのは、今から間もない昭和二十九年の九月でした。それまで私達は田中村の友達とばかり親しくしていたのが急に友達がふえたようで心強い気がしました。地方自治法ができてから早や十年たちました。私達は小さくてよくわかりませんでしたが、今は柏市の財政があまり豊かでないだけはたしかなようです。税金もあまりよく集まらないという事もちょいちょい聞きました。こうゆう所から見ても、私達の住む柏市が苦しいことがわかります。こうゆうふうな状態をなおすのは、やはりこれからの社会人となる私達に責任があると思います。火災にしろ、学校の設備にしろまだ／＼充分とはいえません。でもそれを思ったまゝにしては柏市の政治はとてもやりきれないと私達は子供ながらに感じています。柏市で出来る産物といっても特別なものはありません。利根川流域でとれる米ぐらいでしょう。この小さい土地をじょうずに使わなければならないのでたいへんです。でも交通はあまり不便ではないのでこれからはどん／＼のびる可能性があります。大きな工場でも出来たら少しは生活もより楽になるでしょう。でも今はそれも出来ないようです。それは労仂条件が悪いからだそうです。水もあまり充分ではありません。

ではどうすれば柏市が住みよい街になるでしょう。私はこう思います。交通もあまり不便ではないから住宅地帯にしたらどうでしょうか。今建築したばかりの光ケ丘の住宅は仲々好評です。あゝいう住宅をどん／＼建築したらよいと思います。それにはお金もかゝるでしょうが私達の柏市を住みよくするための一つの方法だと考えます。それにはふだんから市民一人一人が協力して柏市の発展のために協力することです。私達も出来るだけがん張ります。

××××××××

お詫び

本特集号を十日に発行する予定でありましたが、事務の都合上遅れてしまいました。お待ちになっておられた市民の皆様、特に応募なさった方々に本当に申訳ないと思っております

〇編集の関係で小柳さんの論文と坂口さんの作文は六月号に掲載することになりました。また作文に入選しました平山弘三さんの写真が間に合いませんので、掲載できませんでしたので、紙面をもってお詫び致します。

地方自治法施行十周年を記念して発行しました柏市全図に、中新宿の一部と中原を書落しましたことを市民の皆様に深くお詫び致します。

★★★★★★★

よい郷土総意で築け和で護れ

地方自治法施行10周年記念募集（県）標語入選作